

小谷村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

小谷村教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 1
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

昨今の学校現場を取り巻く環境が大きく変化する中、教育職員の職務は多岐にわたり、その時間的、精神的負担が増大し、働き方改革の一層の推進が求められている。

本計画は、教育職員の本来業務の質的向上と子どもと向き合う時間の確保を図り、教育職員がやりがいを持って働きやすい環境を整備し、小谷の子どもたちの健やかな成長につながるよう教育職員の心身の健康を保持増進することを目的に策定するものである。

(2) 小谷村の現状

○本村では、令和5年8月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「小谷村教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小谷小学校	月 36.3 時間	23.1%	7.7%
小谷中学校	月 52.8 時間	50.0%	16.7%

○時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合が中学校では50.0%と高くなっている。校務分掌などの業務の負担感が大きくなっており、教員業務支援員等の拡大を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条（令和8年4月1日施行）に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	年平均	月 45 時間以下の学校の割合
村立学校	月 45 時間	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする
【小学校18.1日、中学校12.2日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
【小学校7.7%、中学校16.7%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- (1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。ふれあい番所や保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- (2) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等については、学校だけで対応が困難な場合も想定されることから、必要に応じて教育委員会と協力し、トラブルが大きくなる前に必要な措置を講じるよう検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- (1) 調査・統計等への回答
 - ・教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務業務については、電子化を進め、調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- (2) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、民間事業者へ委託を行い、ICT環境の有効活用や教育職員への操作方法などのフォローを進める。

(3) 部活動

- ・令和 11 年度までに、原則、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(1) 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(2) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・地域における保護者と子どもの相談・支援体制を強化するため、こども家庭センターと連携し、効果的な支援を促進する。

(3) 家庭連絡のデジタル化

- ・一斉メールやアプリを活用した保護者連絡の実施を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定、日課表の工夫を行う。
- ・保護者への連絡や教職員間の連絡、配布物の電子化など、デジタル技術を活用し、校務を効率化する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員については、管理職による面談を行い、業務改善を行う。
- ・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率 100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用

して職場環境の改善を推進する。

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、私立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、小谷村のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。